

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○北海道情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（文書課）	65
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（子ども子育て支援課）	66
○北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市環境課）	66
○知事が保有する個人情報の保護等に関する規則及び事業者が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則……………（文書課）	67
訓 令	
○地方公務員法の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令……………（人事課）	67
○北海道職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	67
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	68
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	68
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	68
○土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課）	69
○特定農業用ため池の指定の解除……………（農業施設管理課）	69
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	69
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	69
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	69
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課）	69
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	70
道立教育研究所告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	71
道公安委員会規則	
○個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則……………	72
○北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則……………	89
○公安委員会個人情報管理規則……………	90

○公安委員会の文書の管理に関する規則の一部を改正する規則……………	91
道警察本部告示	
○個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程……………	93
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程……………	110
○口頭により開示請求を行うことができる個人情報の告示の廃止……………	111
道警察方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	111

規	則
北海道情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月28日 北海道知事 鈴木直道	
北海道規則第22号	
北海道情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則	
北海道情報公開条例の施行に関する規則（平成10年北海道規則第44号）の一部を次のように改正する。	
第3条中「本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる」を「インターネットの利用その他の適切な」に改める。	
第4条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。	
第6条第2号中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に改め、同条の次に次の1条を加える。	
（北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告）	
第6条の2 知事は、条例第16条第1項の規定により公文書の存否を明らかにしない決定をしたときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。	
別記第1号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。	
別記第2号様式及び別記第3号様式中「開示請求」を「付けて開示請求」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。	
別記第4号様式中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に、「開示請求の」を「付けて開示請求の」に、	
「1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があった」を「教 示	
1 この不開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があった」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。	

別記第5号様式中「開示請求の」を「付けで開示請求の」に、
「1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつ」を
「
教 示

1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつ」
に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第6号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、
「1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合」を
「
教 示

1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合」
に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第7号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、
「1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつた」を
「
教 示

1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつた」
に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第8号様式中「開示請求の」を「付けで開示請求の」に、「日本工業規格」を「日本
産業規格」に改める。

別記第9号様式中「日に」を「日付けで」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改
める。

別記第10号様式中
「1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつ」を
「
教 示

1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつ」
に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第11号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「非開示」を「不開示」に、「日本工業規格」を
「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第23号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式中「
印」を「
※申請者の氏名を記入」に改め

る。

別記第11号様式中

口座振替先	金融機関名		店 舗 名	
	貯 金 種 別		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

を

公 金 受 取 口 座 の 利 用		☐ しない（振込先口座を下欄に記入） ☐ する		
振 込 先 口 座 （公金受取口座 を利用する場合 は記入不要）	金融機関名		店 舗 名	
	預貯金種別		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和5年3月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第24号

北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規
則

北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則（昭和58年北海道規則第
82号）の一部を次のように改正する。

別表第1種電柱の項中「420円」を「480円」に、「462円」を「528円」に改め、同表第2
種電柱の項中「650円」を「730円」に、「715円」を「803円」に改め、同表第3種電柱の項
中「880円」を「990円」に、「968円」を「1,089円」に改め、同表第1種電話柱の項中
「380円」を「430円」に、「418円」を「473円」に改め、同表第2種電話柱の項中「610

円」を「680円」に、「671円」を「748円」に改め、同表第3種電話柱の項中「830円」を「940円」に、「913円」を「1,034円」に改め、同表その他の柱類の項中「38円」を「43円」に、「41円80銭」を「47円30銭」に改め、同表地下電線その他地下に設ける線類の項中「

2円	2円20銭
----	-------

」を「

3円	3円30銭
----	-------

」に改め、同表地上に設ける変圧器の項中「370円」を「420円」に、「407円」を「462円」に改め、同表地下に設ける変圧器の項中「230円」を「260円」に、「253円」を「286円」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「760円」を「850円」に、「836円」を「935円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「320円」を「360円」に、「352円」を「396円」に改め、同表広告塔の項中「960円」を「870円」に、「1,056円」を「957円」に改め、同表その他の工作物の項中「760円」を「850円」に、「836円」を「935円」に改め、同表埋設管類の項中「16円」を「18円」に、「17円60銭」を「19円80銭」に、「23円」を「26円」に、「25円30銭」を「28円60銭」に、「34円」を「38円」に、「37円40銭」を「41円80銭」に、「45円」を「51円」に、「49円50銭」を「56円10銭」に、「68円」を「77円」に、「74円80銭」を「84円70銭」に、「91円」を「100円」に、「100円10銭」を「110円」に、「160円」を「180円」に、「176円」を「198円」に、「230円」を「260円」に、「253円」を「286円」に、「450円」を「510円」に、「495円」を「561円」に改め、同表通路その他これに類する施設の項中「760円」を「850円」に、「836円」を「935円」に改め、同表看板の項中「96円」を「87円」に、「105円60銭」を「95円70銭」に、「960円」を「870円」に、「1,056円」を「957円」に改め、同表標識の項中「610円」を「680円」に、「671円」を「748円」に改め、同表旗ざおの項中「10円」を「9円」に、「11円」を「9円90銭」に、「96円」を「87円」に、「105円60銭」を「95円70銭」に改め、同表工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、かわらその他の工事用材料の項中「かわら」を「瓦」に、「96円」を「87円」に、「105円60銭」を「95円70銭」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則及び事業者が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第25号

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則及び事業者が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成6年北海道規則第97号）
- (2) 事業者が保有する個人情報の保護に関する規則（平成6年北海道規則第98号）

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

訓

令

北海道訓令第4号

本 庁
出 先 機 関

地方公務員法の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月28日

北海道知事 鈴木直道

地方公務員法の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

（単純労務職員の勤務時間等に関する規程の一部改正）

第1条 単純労務職員の勤務時間等に関する規程（昭和41年北海道訓令第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「当該職員に係る定年退職日（同法第28条の2第1項に規定する定年退職日をいう。）から」を削り、「期間さかのぼった日後の日で、」を「年齢に達した日以後の日で」に、「その定年退職日」を「当該職員に係る定年退職日（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）」に改める。

（研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事許可等に関する規程の一部改正）

第2条 研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事許可等に関する規程（平成13年北海道訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

北海道訓令第5号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月28日

北海道職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

北海道職員被服貸与規程（昭和41年北海道訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。第6条第2項において「法」という。」を削る。

第6条第2項中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条」に改める。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第2号様式中「受領印」「受領確認」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の北海道職員被服貸与規程第6条第2項の規定の適用については、この訓令の施行の日から令和10年3月31日までの間においては同項中「第12条」とあるのは「第12条又は地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）附則第5項、第6項、第13項若しくは第14項」とし、同年4月1日から令和14年3月31日までの間においては同項中「第12条」とあるのは「第12条又は地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）附則第6項若しくは第14項」とする。

告 示

北海道告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、しろがね土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

令和5年3月28日

北海道知事 鈴木直道

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所
就 任	令和 5. 3.11	理 事	堀内豊幸 上川郡美瑛町字藤野第2
同	同	同	小原和彦 同 美瑛町字美沢共生
同	同	同	浦島貴之 同 美瑛町字北瑛第3
同	同	同	佐藤祐樹 同 美瑛町中町2丁目1番3号
同	同	同	成田敦志 同 美瑛町字瑠辺薬第3
同	同	同	井村昭次 空知郡上富良野町西6線北22号2068番地23
同	同	同	田村秀明 同 上富良野町西3線北30号

同 同 同 菅野博和 同 上富良野町西12線北36号

同 同 同 海老名 浩 同 上富良野町西14線北31号

同 同 同 清水久透 同 中富良野町字中富良野田中農場

同 同 同 植田勝雄 同 中富良野町字中富良野吉井農場

同 同 同 岡山哲 同 中富良野町字中富良野新田中農場

同 同 監 事 高木悌之 同 中富良野町字中富良野鹿討農場

同 同 同 佐藤有一 同 上富良野町泉町3丁目5番7号

同 同 同 丹野勉 上川郡美瑛町字美沢美生

北海道告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年3月16日、余市土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年3月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和5年3月29日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年3月28日

	北海道知事 鈴木直道	
地区名	事業の種類	縦覧場所
相川第2	農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水	北海道十勝総合振興局
東部居辺	農業用排水施設、農業用道路、区画整理、除礫	同

北海道告示第165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、厚真町豊共第2地区の換地処分をした。

令和5年3月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第166号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。

令和5年3月28日

	北海道知事 鈴木直道	
特定農業用ため池の名称	所在地	指定解除年月日
西風連ダム	名寄市風連町字西風連1933番地	令和5.3.16

北海道告示第167号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和5年3月28日

	北海道知事 鈴木直道
1(1) 解除予定保安林の所在場所	野付郡別海町別海208の6・208の11・208の12・208の27・208の55・208の56・209の11・209の12・210の1・210の6・211の1・211の5・211の11・211の12（以上14筆について次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	風害の防備
(3) 解除の理由	道路用地とするため
2(1) 解除予定保安林の所在場所	野付郡別海町別海208の6・208の11・208の12・208

の27・208の55・208の56・209の11・209の12・210の1・210の6・211の1・211の5（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 魚つき
(3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第168号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年3月28日

	北海道知事 鈴木直道
1 解除に係る保安林の所在場所	釧路市阿寒町阿寒湖温泉二丁目2の127・2の145（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的	名所又は旧跡の風致の保存
3 解除の理由	指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）	

北海道告示第169号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和5年3月28日

	北海道知事 鈴木直道
1 解除予定保安林の所在場所	三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的	水源の涵養
3 解除の理由	道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）	

北海道告示第170号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

2 売りさばき人の項一般社団法人札幌市食品衛生協会の事項を次のように改める。

一般社団法人	平成21. 6. 1	札幌市食品衛生協会
札幌市食品衛生協会		一般社団法人札幌市食品衛生協会
		中央保健センター内事務所

北海道教育庁胆振教育局告示第28号

令和5年3月28日

北海道教育庁胆振教育局長 針ヶ谷 一 義

- (1) 81円10銭
 - (2) 76円40銭
 - (3) 75円40銭
 - (4) 83円10銭
 - (5) 82円60銭
 - (6) 88円10銭
 - (7) 88円10銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和5年1月31日付け北海道教育庁胆振教育局告示第5号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- | | |
|---------|----------------------|
| (1) 名 称 | 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 |
| (2) 所在地 | 室蘭市海岸町1丁目4番1号 |

北海道教育庁日高教育局告示第21号

令和5年3月28日

北海道教育庁日高教育局長 行 徳 義 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
- | | |
|-------------------------------|-------------|
| (1) A重油（浦河町地区）（1リットル当たりの単価） | 44,400リットル |
| (2) A重油（新ひだか町地区）（1リットル当たりの単価） | 92,900リットル |
| (3) A重油（日高町地区）（1リットル当たりの単価） | 34,700リットル |
| (4) A重油（平取町地区）（1リットル当たりの単価） | 150,000リットル |
- 2 落札を決定した日
令和5年3月8日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)
- | | |
|-------|---------------|
| ア 氏 名 | 株式会社サトウ商会 |
| イ 住 所 | 浦河郡浦河町字白泉49番地 |
- (2) 1の(2)及び(3)
- | | |
|-------|---------------|
| ア 氏 名 | 室蘭石油株式会社 |
| イ 住 所 | 室蘭市中央町4丁目2番2号 |
- (3) 1の(4)
- | | |
|-------|------------------|
| ア 氏 名 | 株式会社伊藤商会 |
| イ 住 所 | 新冠郡新冠町字中央町5番地の28 |

4 落札金額 (1) 107円80銭 (2) 106円92銭 (3) 105円05銭 (4) 102円85銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年1月27日付け北海道教育庁日高教育局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号	(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、障害発生時等に速やかに対応が取れる体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和5年3月28日（火）から同年4月17日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 069－0834 江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所総務部事業課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
道 立 教 育 研 究 所 告 示	
北海道立教育研究所告示第6号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和5年3月28日 北海道立教育研究所長 櫻 井 良 之 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 生徒実習システムに係る機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 限 令和5年9月30日（土） (4) 契 約 期 間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (5) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。	
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道立教育研究所総務部事業課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所第1演習室 （送付による場合は、郵便番号 069－0834 江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所総務部事業課） (2) 入 札 日 時 令和5年5月10日（水）午後2時（送付による場合は、同月9日（火）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道立教育研究所のホームページ（https://www.doken.hokkaido-c.ed.jp/nyuusatsu/）においてダウンロードす	

ることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（生徒実習システムに係る機器の賃貸借1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（生徒実習システムに係る機器の賃貸借1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 <table><tr><td>(1) 名</td><td>称</td><td>北海道立教育研究所</td></tr><tr><td>(2) 所</td><td>在</td><td>地 郵便番号 069-0834 江別市文京台東町42番地</td></tr><tr><td>(3) 電</td><td>話</td><td>番 号 011-386-4511</td></tr></table> 11 Summary A Nature and quantity of the producuts to be procured : lease to update the current system of on-line practice B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., May 10, 2023 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 9, 2023) C Contact : Project and Budget Section, Department of General Affairs, Hokkaido Education Research Institute, Bunkiyodai higashimachi 42, Ebetsu, Hokkaido 069-0834 Japan Phone : 011-386-4511	(1) 名	称	北海道立教育研究所	(2) 所	在	地 郵便番号 069-0834 江別市文京台東町42番地	(3) 電	話	番 号 011-386-4511	（北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する個人情報の保護等に係るものに限る。）については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 （個人情報ファイル簿） 第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿（次項及び第3項において「ファイル簿」という。）は、別記第1号様式によるものとする。 2 ファイル簿は、北海道警察本部総務部総務課警察情報センター及び方面本部の情報コーナー並びに警察署の情報コーナー（以下「警察情報センター等」という。）に備え置くものとする。 3 前2項に定めるもののほか、ファイル簿の作成及び公表に関し必要な事項は、北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が定める。 （個人情報取扱事務登録簿） 第3条 条例第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿（第3項及び第4項において「登録簿」という。）は、別記第2号様式によるものとする。 2 条例第3条第1項第8号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 個人情報の経常的な提供先 (2) 個人情報の処理形態 (3) 個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無 3 登録簿は、警察情報センター等に備え置くものとする。 4 前3項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、警察本部長が定める。 （保有個人情報開示請求書） 第4条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第3号様式の保有個人情報開示請求書によるものとする。 （北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告） 第5条 公安委員会は、法第81条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。 （保有個人情報開示決定通知書等） 第6条 法第82条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。 (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 別記第4号様式の保有個人情報開示決定通知書 (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 別記第5号様式
(1) 名	称	北海道立教育研究所								
(2) 所	在	地 郵便番号 069-0834 江別市文京台東町42番地								
(3) 電	話	番 号 011-386-4511								
道 公 安 委 員 会 規 則										
個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則をここに公布する。 令和5年3月28日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一 北海道公安委員会規則第5号 個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則 （趣旨） 第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行										

の保有個人情報一部開示決定通知書

2 政令第26条第1項の書面は、別記第6号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書によるものとする。

3 法第82条第2項の書面は、別記第7号様式の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示決定等期間延長通知書)

第7条 条例第4条第2項の書面は、別記第8号様式の保有個人情報の開示決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書)

第8条 条例第5条の書面は、別記第9号様式の保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示請求事案移送通知書)

第9条 法第85条第1項の書面は、別記第10号様式の保有個人情報の開示請求事案移送通知書によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)

第10条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、別記第11号様式の保有個人情報の開示請求に関する意見照会書により行うものとする。

2 法第86条第3項の書面は、別記第12号様式の反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書によるものとする。

(開示の実施に係る本人確認)

第11条 公安委員会は、開示の実施をする場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(代理人が開示を受ける者であるときは、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。以下この条において同じ。)を確認する必要があると認めるときは、開示を受ける者に対し、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示を求めることができる。

(電磁的記録の開示の方法)

第12条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録(前2号又は次号に該当するものを除く。) 当該電磁的記録を公安委員会が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。同号及び次条第1項において同じ。)を使用し

て用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(4) 電磁的記録(公安委員会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。) 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

(自己に関する保有個人情報の閲覧等)

第13条 法第87条第1項の規定により、保有個人情報が記録されている公文書(電磁的記録を公安委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。)を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 公安委員会は、前項の規定に違反した者に対しては、公文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示保有個人情報の所在地以外の地での開示の実施)

第14条 公安委員会は、開示請求者の住所が開示保有個人情報(開示請求に係る保有個人情報のうちその全部又は一部を開示をする旨の決定がされた保有個人情報をいう。以下この条において同じ。)を保管している事務所の所在地(以下「開示保有個人情報の所在地」という。)から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示保有個人情報の所在地において開示保有個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、開示保有個人情報が記録されている公文書の写し(電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下この条から第18条までにおいて「写し」という。)を開示保有個人情報の所在地以外の地に送付することにより開示保有個人情報の開示をすることができるときは、開示保有個人情報の所在地以外の地の警察本部長が指定する場所で、当該写しにより開示保有個人情報の開示をすることができる。

(写しの交付等)

第15条 写しの交付部数は、開示請求があった保有個人情報に係る公文書1件につき1部とする。

2 写しの作成方法は、警察本部長が定める。

(写しの交付に要する費用の納付)

第16条 条例第6条第2項の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

(特定個人情報の写しの交付に係る負担費用の額の免除)

第17条 次に掲げる者については、条例第6条第2項ただし書及び個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年北海道規則第26号)第19条の規定により、特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額(当該写しの送付に要する費用の額を除く。)を免除するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号の扶助を受けている者
(2) その他経済的困難により当該費用の額を負担する資力がないと認められる者

2 前項の規定による免除を受けようとする者は、特定個人情報の写しの交付を申請する際に、併せて当該免除を受けようとする理由を記載した別記第13号様式の写しの交付費用免除申請書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、同項第1号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、同項第2号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定による提出があった場合における当該提出をした者に対する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

(1) 写しの交付に要する費用の額を免除する旨の決定をしたとき 別記第14号様式の写しの交付費用免除決定通知書

(2) 写しの交付に要する費用の額を免除しない旨の決定をしたとき 別記第15号様式の写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書
(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第18条 個人情報の保護に関する法律施行細則第20条の実施機関が定める納付の方法は、現金で納付する方法又は警察本部長が定める納付の方法とする。
(保有個人情報訂正請求書)

第19条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第16号様式の保有個人情報訂正請求書によるものとする。
(保有個人情報訂正決定通知書等)

第20条 法第93条第1項の書面は、別記第17号様式の保有個人情報訂正決定通知書によるものとする。

2 法第93条第2項の書面は、別記第18号様式の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書によるものとする。
(保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書)

第21条 法第94条第2項の書面は、別記第19号様式の保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書によるものとする。
(保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書)

第22条 法第95条の書面は、別記第20号様式の保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書によるものとする。
(保有個人情報の訂正請求事案移送通知書)

第23条 法第96条第1項の書面は、別記第21号様式の保有個人情報の訂正請求事案移送通知書によるものとする。
(保有個人情報訂正実施通知書)

第24条 法第97条の書面は、別記第22号様式の保有個人情報訂正実施通知書によるものとする。
(保有個人情報利用停止請求書)

第25条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式の保有個人情報利用停止請求書によるものとする。
(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第26条 法第101条第1項の書面は、別記第24号様式の保有個人情報利用停止決定通知書によるものとする。

2 法第101条第2項の書面は、別記第25号様式の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書によるものとする。
(保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書)

第27条 法第102条第2項の書面は、別記第26号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書によるものとする。
(保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書)

第28条 法第103条の書面は、別記第27号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書によるものとする。
(北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問をした旨の通知)

第29条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、別記第28号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。
(第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書等)

第30条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第107条第1項第1号の裁決をしたとき 別記第29号様式の第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

(2) 法第107条第1項第2号の裁決をしたとき 別記第30号様式の審査請求に係る保有個人情報の開示通知書
(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込み等)

第31条 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みは、別記第31号様式の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書により行うものとする。

2 条例第7条第3項の手数料は、前項の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書に北海道収入証紙を貼って納付しなければならない。

第32条 警察本部長が作成する行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の納付の方法は、警察本部長が定める納付の方法とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(北海道個人情報保護条例の施行に関する公安委員会規則の廃止)
- 北海道個人情報保護条例の施行に関する公安委員会規則(平成18年北海道公安委員会規則第8号)は、廃止する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道個人情報保護条例の施行に関する公安委員会規則の規定に基づいて作成された文書の取扱いについては、なお従前の例による。

別記第1号様式(第2条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		

行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式(第3条関係)

個人情報取扱事務登録簿

機関名	公 安 委 員 会
-----	-----------

登録年月日	年 月 日	事務の開始年月日	年 月 日
事務の名称			
事務の目的			
事務を担当する部課等			
個人情報の対象者の範囲			
個人情報を保有する機関			
個人情報の項目	基本的事項	要配慮個人情報	根
	個人識別符号		
	☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 性別 ☐ 連絡先 ☐ 身体の特徴 ☐	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 心身の機能障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 指導・診療・調剤 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪被害の事実 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続	☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐ ☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味・嗜好 ☐ ☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 納税状況 ☐ 取引状況
	☐ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地			

	☐ 個人番号 ☐	抛	☐ 犯罪の予防等	入 そ の 他	☐ ☐
個人情報の収集先	☐ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 実施機関内 ☐ 民間法人・団体 ☐ 他の実施機関 ☐ 私人 ☐ 他の官公庁 ☐ その他				
個人情報の経常的な提供先	☐ 無 ☐ 有 ☐ 他の実施機関 ☐ 私人 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ☐ 民間法人・団体				
個人情報の処理形態	☐ 電子計算機処理を含む。 ☐ 電子計算機処理を含まない (手書き処理)。				
外部委託の有無	☐ 無 ☐ 有				
備考					

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第4条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

北海道公安委員会 様

住所又は居所

(ふりがな)

氏 名

電 話 番 号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。記載がない場合は開示決定後に保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出していただきます。）

(1)又は(2)のいずれかに○を付してください。

(1) 警察情報センター等における開示の実施を希望する。 <実施の方法> ☐ 閲覧又は視聴 ☐ 写しの交付 ☐ その他() <実施の希望日> 年 月 日 午前・午後 (2) 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

(1) 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの） ☐ その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

※ この欄は記入しないでください。

受 付 年 月 日	年 月 日
担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第6条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

2 開示する保有個人情報の利用目的

3 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 警察情報センター等における開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝日、年末年始を除く。)
時間：
場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第6条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに

決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

2 開示しないこととした部分とその理由

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 警察情報センター等における開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝日、年末年始を除く。)
時間：
場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 部 課

電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第6条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

北海道公安委員会 様

住所又は居所

(ふりがな)

氏 名

電 話 番 号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付

文書番号：

日 付：

- 2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	ア 全部
		イ 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	ア 全部
		イ 一部 ()
	(3) その他 ()	ア 全部
		イ 一部 ()

- 3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

- 4 「写しの送付」の希望の有無 有・無

注1 「保有個人情報開示請求書」に記載した事項を変更しないときは、提出不要です。

- 2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式（第6条関係）

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号

年 月 日

様

北海道公安委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 部 課

電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第8号様式（第7条関係）

保有個人情報の開示決定等期間延長通知書

第 号

年 月 日

様

北海道公安委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第9号様式（第8条関係）

保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定等の期限の特例規定を適用する理由	
残りの保有個人情報につ	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限

いて開示決定等をする期限 までに開示決定等を行う予定です。）
年 月 日

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式（第9条関係）

保有個人情報の開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公安委員会 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課等名： 担当者名： 所 在 地： 電話番号：

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第11号様式（第10条関係）

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道公安委員会 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項（第2項）の規定により、御意見を伺います。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
（法第86条第2項の場合） 第1号又は第2号の適用 の区分及び理由	適用区分 ☐ 第1号 ☐ 第2号 （適用理由）
開示請求に係る保有個人情報に 含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	部課等名： 所在地：
意見書の提出期限	年 月 日

連絡先 部 課
電 話 （内線）

注 規格は、A列4番縦長とする。

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

北海道公安委員会 様

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は
主たる事務所の所在地）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名）

電 話 番 号

年 月 日付で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的な理由

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第12号様式（第10条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公安委員会 印

から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定をしましたの

で、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第13号様式（第17条関係）

写しの交付費用免除申請書

年 月 日

北海道公安委員会 様

住所又は居所
(ふりがな)

氏 名

電 話 番 号

個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書及び個人情報の保護に関

する法律の施行に関する公安委員会規則第17条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除を申請します。

記

- 1 開示を請求する特定個人情報
- 2 免除を求める理由
- (1) 生活保護法第11条第1項第 号の扶助を受けており、費用を納付する資力がないため。
- (2) その他
- 注1 (1)又は(2)のいずれかに○を付してください。
- 2 (1)に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。
- 3 (2)に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書類を添付してください。
- 4 規格は、A列4番縦長とする。

別記第14号様式（第17条関係）

写しの交付費用免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除申請について、個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則第17条第1項の規定により、次のとおり免除することとしたので、通知します。

記

対象となる特定個人情報の名称

連絡先 電 話 部 課 (内線) 注 規格は、A列4番縦長とする。 別記第15号様式 (第17条関係) 写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書 第 号 年 月 日 様 北海道公安委員会 印 年 月 日付けで請求のありました特定個人情報の写しの交付に要する 費用の額の免除申請については、個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項た だし書に規定する経済的困難その他特別の理由があると認めませんので、通知します。 記 1 対象となる特定個人情報の名称 2 免除が認められない理由等 教 示 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったこ とを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請 求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算し て3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審 査請求をすることができなくなります。 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審 査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日 から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道 公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを	提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日か ら起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経 過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 連絡先 電 話 部 課 (内線) 注 規格は、A列4番縦長とする。 別記第16号様式 (第19条関係) 保有個人情報訂正請求書 年 月 日 北海道公安委員会 様 住所又は居所 (ふりがな) 氏 名 電 話 番 号 個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の 訂正を請求します。 記 1 訂正を請求する保有個人情報 <table><tr><td>訂正請求に係る保有個人 情報の開示を受けた日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報</td><td>保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開 示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等</td></tr><tr><td>訂正請求の趣旨及び理由</td><td>(趣旨) (理由)</td></tr></table> 2 本人確認等 <table><tr><td>(1) 訂正請求者 ☐本人 ☐法定代理人 ☐任意代理人</td></tr><tr><td>(2) 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの）</td></tr></table>	訂正請求に係る保有個人 情報の開示を受けた日	年 月 日	開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開 示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)	(1) 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人	(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの）
訂正請求に係る保有個人 情報の開示を受けた日	年 月 日								
開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開 示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等								
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)								
(1) 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人									
(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの）									

たので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正をしないこととした 理由	

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第19号様式（第21条関係）

保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公安委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期間等	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第20号様式（第22条関係）

保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公安委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正決定等の期限の特例 規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第21号様式（第23条関係）

保有個人情報の訂正請求事案移送通知書

第 号

様 北海道公安委員会 年 月 日		に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。 記											
年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。 なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。 記		<table><tr><td>訂正請求に係る保有個人情報の名称等</td><td></td></tr><tr><td>訂正請求者の氏名等、保有個人情報を特定するための情報</td><td>(氏名、住所等)</td></tr><tr><td>訂正請求の趣旨</td><td></td></tr><tr><td>訂正決定をする内容及び理由</td><td>(訂正内容) (訂正理由)</td></tr></table>		訂正請求に係る保有個人情報の名称等		訂正請求者の氏名等、保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)	訂正請求の趣旨		訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)		
訂正請求に係る保有個人情報の名称等													
訂正請求者の氏名等、保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)												
訂正請求の趣旨													
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)												
<table><tr><td>訂正請求に係る保有個人情報の名称等</td><td></td></tr><tr><td>移送をした日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>移送の理由</td><td></td></tr><tr><td>移送先の行政機関の長等</td><td>(行政機関の長等) (連絡先) 部課等名： 担当者名： 所在地： 電話番号：</td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr></table>		訂正請求に係る保有個人情報の名称等		移送をした日	年 月 日	移送の理由		移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課等名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	備考		連絡先 部 課 電 話 (内線)	
訂正請求に係る保有個人情報の名称等													
移送をした日	年 月 日												
移送の理由													
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課等名： 担当者名： 所在地： 電話番号：												
備考													
注 規格は、A列4番縦長とする。 別記第22号様式（第24条関係） 保有個人情報訂正実施通知書 第 年 月 日 様 北海道公安委員会		注 規格は、A列4番縦長とする。 別記第23号様式（第25条関係） 保有個人情報利用停止請求書 年 月 日 北海道公安委員会 様 住所又は居所 (ふりがな) 氏 名 電 話 番 号 個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。 記											
		1 利用停止を請求する保有個人情報 <table><tr><td>利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>開示決定に基づき開示を</td><td>保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日</td></tr></table>		利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	開示決定に基づき開示を	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日						
利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日												
開示決定に基づき開示を	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日												

受けた保有個人情報	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 法第98条第1項第1号に該当(☐ 利用の停止 ☐ 消去) ☐ 法第98条第1項第2号に該当(提供の停止) (理由)

2 本人確認等

(1) 利用提示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載があるもの) ☐ その他() ※ 請求書を添付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

※ この欄は記入しないでください。

受付年月日	年 月 日
担当部課等	部 課 電話 (内線)
備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第24号様式(第26条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号

様

年 月 日

北海道公安委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)

教 示

- 1 この決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第25号様式（第26条関係）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公安委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第26号様式（第27条関係）

保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公安委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第27号様式（第28条関係）

保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公安委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
---------------------	--

利用停止決定等の期限の特例規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第28号様式（第29条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公安委員会 印

年 月 日付けの北海道公安委員会に対する審査請求について、次のとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第29号様式（第30条関係）

第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

第 号

様

年 月 日

北海道公安委員会 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報（開示決定した保有個人情報のうち、審査請求人が開示しないことを求めた情報）	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決(却下又は棄却する裁決)の理由	
開示を実施する日	年 月 日
備考	

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第30号様式（第30条関係）

審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公安委員会 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、年 月 日付け第 号で一部開示（開示をしない旨の）決定をしましたが、当該処分に係る審

査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報（開示をしないこととした保有個人情報のうち、審査請求人が開示を求めた情報）のうち、 に関する情報	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決（原処分を変更する裁決）の理由	
開示を実施する日	年 月 日
備考	

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第31号様式（第31条関係）

北海道収入証紙貼付欄

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

北海道公安委員会 様

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連 絡 先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名を記載す

ること。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、個人情報の保護に関する法律第115条（第118条第2項において準用する同法第115条）の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。

注 規格は、A列4番縦長とする。

北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

北海道公安委員会規則第6号

北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則

（北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則の一部改正）

第1条 北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則（平成13年北海道公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第5条第2号中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（審査会への報告）

第6条の2 公安委員会は、条例第16条第1項の規定により公文書の存否を明らかにしない決定をしたときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に改める。

別記第4号様式中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に、「開示請求の」を「付けで開示請求の」に、

「1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会 に対して審査請求をすることができます。」

「教示

1 この不開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」

改める。

別記第5号様式中「開示請求の」を「付けで開示請求の」に、

「1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。」

「教示

1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」

改める。

別記第6号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、

「1 この存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。」

「教示

1 この存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」

改める。

別記第7号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、

「1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。」

「教示

1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分

があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」

改める。

別記第8号様式中「開示請求の」を「付けで開示請求の」に改める。

別記第9号様式中「日に」を「日付けで」に改める。

別記第10号様式中

「1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができますが、開示を実施する日までに審査請求及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。」

「教示

1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができますが、開示を実施する日までに審査請求及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」

改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「非開示」を「不開示」に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部改正）

第2条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「第13条本文」を「第13条第1項本文」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公安委員会個人情報管理規則をここに公布する。

令和5年3月28日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

北海道公安委員会規則第7号

公安委員会個人情報管理規則

(目的)

第1条 この規則は、北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」と総称する。）が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「保有個人情報」とは、法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

2 この規則において「公文書」とは、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第2条第2項に規定する公文書をいう。

(総括個人情報管理者)

第3条 公安委員会に、総括個人情報管理者を置き、北海道警察本部総務部長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報管理者は、この規則による保有個人情報の管理の状況について監査し、及び個人情報管理担当者から報告を求めることができる。

(個人情報管理担当者)

第4条 公安委員会に、個人情報管理担当者を置き、総括個人情報管理者が指名する者をもって充てる。

2 個人情報管理担当者は、総括個人情報管理者の命を受け、この規則による保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

(正確性の確保)

第5条 公安委員会の事務を行う職員（以下「職員」という。）は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の実事と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするよう努めるものとする。

(取扱いの制限)

第6条 総括個人情報管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄及び削除)

第7条 総括個人情報管理者は、保有個人情報が記録されている公文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。

(漏えい等発生時の措置)

第8条 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちにその旨を個人情報管理担当者に報告するものとする。

2 個人情報管理担当者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を総括個人情報管理者及び公安委員会に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 個人情報管理担当者は、第1項の規定により報告を受けた漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、速やかにその旨を総括個人情報管理者及び公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

4 前項に定めるもののほか、個人情報管理担当者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の規定による調査の結果に基づき保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を総括個人情報管理者及び公安委員会に報告するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、北海道警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公安委員会の文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

北海道公安委員会規則第8号

公安委員会の文書の管理に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会の文書の管理に関する規則（平成13年北海道公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 原議ファイル管理簿

(5) 原議ファイル廃棄簿

第4条第3項第2号中「ついで」の次に「必要な都度」を加える。

第5条第3項第2号中「編集」を「編さん」に改める。

第10条を削る。

第11条の見出しを「（原議の保存等）」に改め、同条第1項中「文書は」を「文書のうち

3 前項の規定は、保管中の原議以外の文書（決裁前の文書を含む。）について準用する。
第11条を第10条とする。

第13条中「文書」を「原議」に改め、同条を第12条とする。

第14条の2の見出しを「（原議ファイル管理簿）」に改め、同条第1項中「編さんファイル」を「原議ファイル」に、「編さんファイル管理簿」を「原議ファイル管理簿」に改め、同条第2項中「編さんファイル管理簿」を「原議ファイル管理簿」に改め、同条を第14条とする。

第14条の3を削る。

第15条及び第16条を次のように改める。

(原議ファイル管理簿の供覧)

第15条 原議ファイル管理簿は、北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則（平成13年北海道公安委員会規則第14号）第2条に定める公文書の検索に必要な資料を備え置く場所において、一般の閲覧に供するものとする。

(文書の廃棄)

第16条 保存期間を経過した原議ファイルは、原議ファイル廃棄簿（別記第2号様式）を作成し、文書管理責任者の確認を受けて、速やかに廃棄するものとする。

2 保存を必要としない文書は、速やかに廃棄するものとする。

3 文書を廃棄するときは、細断、溶解、焼却等文書が復元できない方法により行わなければならない。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第14条関係）

年度

[illegible]

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第16条関係）

原 議 フ ァ イ ル 廃 棄 簿

[illegible]

注1 廃棄前確認欄には文書管理責任者が、廃棄後確認欄には廃棄担当者がそれぞれ署名

又は押印すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の公安委員会の文書の管理に関する規則の規定により保管し、又は保存している文書の取扱いについては、なお従前の例による。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第190号

個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程を次のように定める。

令和5年3月28日

北海道警察本部長 鈴木 信 弘

個人情報保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行（北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が保有する個人情報の保護等に係るものに限る。）については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿（次項及び第3項において「ファイル簿」という。）は、別記第1号様式によるものとする。

2 ファイル簿は、北海道警察本部総務部総務課警察情報センター及び方面本部の情報コーナー並びに警察署の情報コーナー（以下「警察情報センター等」という。）に備え置くものとする。

3 前2項に定めるもののほか、ファイル簿の作成及び公表に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 条例第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿（第3項及び第4項において「登録簿」という。）は、別記第2号様式によるものとする。

2 条例第3条第1項第8号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報提供の経路

(2) 個人情報の処理形態
(3) 個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無
3 登録簿は、警察情報センター等に備え置くものとする。
4 前3項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、警察本部長が定める。
(保有個人情報開示請求書)
第4条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第3号様式の保有個人情報開示請求書によるものとする。
(北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告)
第5条 警察本部長は、法第81条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。
(保有個人情報開示決定通知書等)
第6条 法第82条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。
(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 別記第4号様式の保有個人情報開示決定通知書
(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 別記第5号様式の保有個人情報一部開示決定通知書
2 政令第26条第1項の書面は、別記第6号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書によるものとする。
3 法第82条第2項の書面は、別記第7号様式の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書によるものとする。
(保有個人情報の開示決定等期間延長通知書)
第7条 条例第4条第2項の書面は、別記第8号様式の保有個人情報の開示決定等期間延長通知書によるものとする。
(保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書)
第8条 条例第5条の書面は、別記第9号様式の保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書によるものとする。
(保有個人情報の開示請求事案移送通知書)
第9条 法第85条第1項の書面は、別記第10号様式の保有個人情報の開示請求事案移送通知書によるものとする。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)
第10条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、別記第11号様式の保有個人情報の開示請求に関する意見照会書により行うものとする。

2 法第86条第3項の書面は、別記第12号様式の反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書によるものとする。
(開示の実施に係る本人確認)
第11条 警察本部長は、開示の実施をする場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人が開示を受ける者であるときは、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。以下この条において同じ。）を確認する必要があると認めるときは、開示を受ける者に対し、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示を求めることができる。
(電磁的記録の開示の方法)
第12条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。
(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
(3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を警察本部長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。同号及び次条第1項において同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
(4) 電磁的記録（警察本部長が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付
(自己に関する保有個人情報の閲覧等)
第13条 法第87条第1項の規定により、保有個人情報が記録されている公文書（電磁的記録を警察本部長が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。
2 警察本部長は、前項の規定に違反した者に対しては、公文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。
(保有個人情報の所在地以外の地での開示の実施)
第14条 警察本部長は、開示請求者の住所が開示保有個人情報（開示請求に係る保有個人情報のうちその全部又は一部を開示をする旨の決定がされた保有個人情報をいう。以下この条において同じ。）を保管している事務所の所在地（以下「開示保有個人情報の所在地」

という。)から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示保有個人情報の所在地において開示保有個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、開示保有個人情報が記録されている公文書の写し(電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下この条から第18条までにおいて「写し」という。)を開示保有個人情報の所在地以外の地に送付することにより開示保有個人情報の開示をすることができるときは、開示保有個人情報の所在地以外の地の警察本部長が指定する場所で、当該写しにより開示保有個人情報の開示をすることができる。

(写しの交付等)

第15条 写しの交付部数は、開示請求があった保有個人情報に係る公文書1件につき1部とする。

2 写しの作成方法は、警察本部長が定める。

(写しの交付に要する費用の納付)

第16条 条例第6条第2項の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

(特定個人情報の写しの交付に係る負担費用の額の免除)

第17条 次に掲げる者については、条例第6条第2項ただし書及び個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年北海道規則第26号)第19条の規定により、特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額(当該写しの送付に要する費用の額を除く。)を免除するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号の扶助を受けている者

(2) その他経済的困難により当該費用の額を負担する資力がないと認められる者

2 前項の規定による免除を受けようとする者は、特定個人情報の写しの交付を申請する際に、併せて当該免除を受けようとする理由を記載した別記第13号様式の写しの交付費用免除申請書を警察本部長に提出しなければならない。この場合において、同項第1号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、同項第2号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定による提出があった場合における当該提出をした者に対する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

(1) 写しの交付に要する費用の額を免除する旨の決定をしたとき 別記第14号様式の写しの交付費用免除決定通知書

(2) 写しの交付に要する費用の額を免除しない旨の決定をしたとき 別記第15号様式の写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第18条 個人情報の保護に関する法律施行細則第20条の実施機関が定める納付の方法は、現金で納付する方法又は警察本部長が定める納付の方法とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第19条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第16号様式の保有個人情報訂正請求書によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第20条 法第93条第1項の書面は、別記第17号様式の保有個人情報訂正決定通知書によるものとする。

2 法第93条第2項の書面は、別記第18号様式の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書)

第21条 法第94条第2項の書面は、別記第19号様式の保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書)

第22条 法第95条の書面は、別記第20号様式の保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正請求事案移送通知書)

第23条 法第96条第1項の書面は、別記第21号様式の保有個人情報の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

(保有個人情報訂正実施通知書)

第24条 法第97条の書面は、別記第22号様式の保有個人情報訂正実施通知書によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第25条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式の保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第26条 法第101条第1項の書面は、別記第24号様式の保有個人情報利用停止決定通知書によるものとする。

2 法第101条第2項の書面は、別記第25号様式の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書)

第27条 法第102条第2項の書面は、別記第26号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書)

第28条 法第103条の書面は、別記第27号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書等)

第29条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 法第107条第1項第1号の裁決をしたとき 別記第28号様式の第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書
- (2) 法第107条第1項第2号の裁決をしたとき 別記第29号様式の審査請求に係る保有個人情報の開示通知書
- (行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込み等)

第30条 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みは、別記第30号様式の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書により行うものとする。

- 2 個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則（令和5年北海道公安委員会規則第5号）第32条の行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の納付の方法は、前項の申込書に北海道収入証紙を貼って納付する方法とする。

附 則

- (施行期日)
- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- (北海道個人情報保護条例の施行に関する北海道警察本部規程の廃止)
- 2 北海道個人情報保護条例の施行に関する北海道警察本部規程（平成18年北海道警察本部告示第54号）は、廃止する。
- (経過措置)
- 3 この規程の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道個人情報保護条例の施行に関する北海道警察本部規程の規定に基づいて作成された文書の取扱いについては、なお従前の例による。

別記第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるとき	

は、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿

機関名	警 察 本 部 長
-----	-----------

登録年月日	年 月 日	事務の開始年月日	年 月 日
事務の名称			
事務の目的			
事務を担当する部課等			
個人情報の対象者の範囲			

個人情報保有する機関	警 察 本 部		警 察 学 校		方 面 本 部		警 察 署	
個人情報の項目	基本的事項	☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 性別 ☐ 連絡先 ☐ 身体の特徴 ☐		要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 心身の機能障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 指導・診療・調剤 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪被害の事実 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続		家庭生活	☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐
		個人識別符号	☐ 身体の特徴を電算化した符号() ☐ 旅券番号 ☐ 基礎年金番号 ☐ 運転免許証番号 ☐ 住民票コード ☐ 個人番号 ☐		根拠	☐ 法令等 ☐ 犯罪の予防等	社会生活	☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味・嗜好 ☐
	資産・収入			☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 納税状況 ☐ 取引状況				
	その他			☐				
個人情報の収集先	☐ 本人 ☐ 本人以外 ☐実施機関内 ☐民間法人・団体 ☐他の実施機関 ☐私人 ☐他の官公庁 ☐その他							
個人情報の経常的な提供先	☐ 無 ☐ 有 ☐他の実施機関 ☐私人 ☐他の官公庁 ☐その他 ☐民間法人・団体							
個人情報の処理形態	☐ 電子計算機処理を含む。 ☐ 電子計算機処理を含まない(手書き処理)。							
外部委託の有無	☐ 無 ☐ 有							
備考								

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第4条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

北海道警察本部長 様

住所又は居所

(ふりがな)
氏 名
電 話 番 号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。記載がない場合は開示決定後に保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出していただきます。）

(1)又は(2)のいずれかに○を付してください。

(1) 警察情報センター等における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞ ☐閲覧又は視聴 ☐写しの交付 ☐その他()

＜実施の希望日＞ 年 月 日 午前・午後

(2) 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

(1) 開示請求者 ☐本人 ☐法定代理人 ☐任意代理人

(2) 請求者本人確認書類
☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証
☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの）
☐その他()
※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。

(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
ア 本人の状況 ☐未成年者(年 月 日生) ☐成年被後見人
☐任意代理人委任者
(ふりがな)
イ 本人の氏名
ウ 本人の住所又は居所

(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書
☐その他()

(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

令和5年（2023年）3月28日（火曜日）

北 海 道 公 報

第393号 97

請求資格確認書類 ☐委任状 ☐その他()

※ この欄は記入しないでください。

受 付 年 月 日	年 月 日
担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第6条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

--

2 開示する保有個人情報の利用目的

--

3 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

- | |
|---|
| (1) 開示の実施の方法等 |
| (2) 警察情報センター等における開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝日、年末年始を除く。)
時間：
場所： |
| (3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用 |

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第6条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

--

2 開示しないこととした部分とその理由

--

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

- | |
|---|
| (1) 開示の実施の方法等 |
| (2) 警察情報センター等における開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝日、年末年始を除く。)
時間：
場所： |
| (3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用 |

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第6条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

北海道警察本部長 様

住所又は居所
(ふりがな)
氏 名
電 話 番 号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付
文書番号：
日 付：
- 2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	実施の方法
-----------------------	-------

	(1) 閲覧	ア 全部 イ 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	ア 全部 イ 一部 ()
	(3) その他 ()	ア 全部 イ 一部 ()

- 3 開示の実施を希望する日
年 月 日 午前・午後
- 4 「写しの送付」の希望の有無 有・無
- 注1 「保有個人情報開示請求書」に記載した事項を変更しないときは、提出不要です。
- 2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式（第6条関係）

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第8号様式（第7条関係）

保有個人情報の開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第9号様式（第8条関係）

保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定等の期限の特例規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式（第9条関係）

保有個人情報の開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人	
-------------	--

情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課等名： 担当者名： 所 在 地： 電話番号：

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第11号様式（第10条関係）

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項（第2項）の規定により、御意見を伺います。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
(法第86条第2項の場合)	適用区分 ☐ 第1号 ☐ 第2号

第1号又は第2号の適用の区分及び理由	(適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに関する情報の内容	
意見書の提出先	部課等名： 所 在 地：
意見書の提出期限	年 月 日

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

北海道警察本部長 様

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

年 月 日付けて照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的な理由

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第12号様式（第10条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号

様

年 月 日

北海道警察本部長

印

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第13号様式（第17条関係）

写しの交付費用免除申請書

年 月 日

北海道警察本部長 様

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名

電 話 番 号

個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程第17条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除を申請します。

記

- 開示を請求する特定個人情報
- 免除を求める理由
 - 生活保護法第11条第1項第 号の扶助を受けており、費用を納付する資力がないため。
 - その他

- 注1 (1)又は(2)のいずれかに○を付してください。
- (1)に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。
 - (2)に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書類を添付してください。
 - 規格は、A列4番縦長とする。

別記第14号様式（第17条関係）

写しの交付費用免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長

印

年 月 日付けで請求のありました特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除申請について、個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただ

し書及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程第17条第1項の規定により、次のとおり免除することとしたので、通知します。 記 対象となる特定個人情報の名称 連絡先 部 課 電 話 (内線) 注 規格は、A列4番縦長とする。 別記第15号様式 (第17条関係) 写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書 第 号 年 月 日 様 北海道警察本部長 印 年 月 日付けで請求のありました特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除申請については、個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書に規定する経済的困難その他特別の理由があると認めませんので、通知します。 記 1 対象となる特定個人情報の名称 2 免除が認められない理由等 教 示 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算し	て3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 連絡先 部 課 電 話 (内線) 注 規格は、A列4番縦長とする。 別記第16号様式 (第19条関係) 保有個人情報訂正請求書 年 月 日 北海道警察本部長 様 住所又は居所 (ふりがな) 氏 名 電 話 番 号 個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。 記 1 訂正を請求する保有個人情報 <table><tr><td>訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</td><td>保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等</td></tr><tr><td>訂正請求の趣旨及び理由</td><td>(趣旨) (理由)</td></tr></table>	訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日						
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等						
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)						

2 本人確認等

(1) 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの） ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

※ この欄は記入しないでください。

受 付 年 月 日	年 月 日
担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第17号様式（第20条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることに決定したので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び 理由	(訂正内容) (訂正理由)

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第18号様式（第20条関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定したので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第19号様式（第21条関係）

保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報

の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第20号様式（第22条関係）

保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正決定等の期限の特例規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第21号様式（第23条関係）

保有個人情報の訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長		印	
年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。			
なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。			
記			
訂正請求に係る保有個人情報の名称等			
移送をした日	年 月 日		
移送の理由			
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課等名： 担当者名： 所在地： 電話番号：		
備考			
連絡先 電 話		部 課 (内線)	
注 規格は、A列4番縦長とする。			
別記第22号様式（第24条関係）			
保有個人情報訂正実施通知書			
第 号		年 月 日	
様		北海道警察本部長	
		印	
に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。			
記			

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等、保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

連絡先 電 話	部 課 (内線)
------------	-------------

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第23号様式（第25条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

北海道警察本部長 様

住所又は居所
(ふりがな)
氏 名
電 話 番 号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止を請求する保有個人情報

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 法第98条第1項第1号に該当(☐ 利用の停止 ☐ 消去) ☐ 法第98条第1項第2号に該当（提供の停止） (理由)

2 本人確認等

(1) 利用提示請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの） ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。		
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所		
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）		
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）		

※ この欄は記入しないでください。

受付年月日	年 月 日
担当部課等	部 課 電話 (内線)
備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第24号様式（第26条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第25号様式（第26条関係）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第26号様式（第27条関係）

保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期

間を延長することとしたので、通知します。
記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日(利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第27号様式（第28条関係）

保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止決定等の期限の特例規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第28号様式（第29条関係）

第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報（開示決定した保有個人情報のうち、審査請求人が開示しないことを求めた情報）	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決（却下又は棄却する裁決）の理由	
開示を実施する日	年 月 日
備考	

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第29号様式（第29条関係）

審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道警察本部長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、年 月日付け第 号で一部開示（開示をしない旨の）決定をしましたが、当該処分に係る審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護

に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報（開示をしないこととした保有個人情報のうち、審査請求人が開示を求めた情報）のうち、に関する情報	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決（原処分を変更する裁決）の理由	
開示を実施する日	年 月 日
備考	

連絡先 部 課
電 話 (内線)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第30号様式（第30条関係）

北海道収入証紙貼付欄

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

北海道警察本部長 様

住所又は居所（法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連 絡 先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名を記載す

ること。) 年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、個人情報保護に関する法律第115条（第118条第2項において準用する同法第115条）の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。 記載要領 1 不要な文字は、抹消すること。 2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。 注 規格は、A列4番縦長とする。 北海道警察本部告示第191号 北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年3月28日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘 北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程 北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程（平成13年北海道警察本部告示第119号）の一部を次のように改正する。 第3条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。 第5条第2号中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に改める。 第6条の次に次の1条を加える。 （審査会への報告） 第6条の2 警察本部長は、条例第16条第1項の規定により公文書の存否を明らかにしない決定をしたときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。 別記第2号様式及び別記第3号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に改める。 別記第4号様式中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に、「開示請求の」を「付けで開示請求の」に、 「1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会を に対して審査請求をすることができます。」 「 教 示 1 この不開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分	があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会 に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った 日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算 して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」 に改 める。 別記第5号様式中「開示請求の」を「付けで開示請求の」に、 「1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分 があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員 会に対して審査請求をすることができます。」 「 教 示 1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分 があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員 会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った 日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算 して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」 に改 める。 別記第6号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、 「1 この存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合 には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北 海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。」 「 教 示 1 この存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合 には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北 海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があっ た日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起 算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」 に改 める。 別記第7号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、 「1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分 があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会 に対して審査請求をすることができます。」 「 教 示 1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分 があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会 に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から に改
---	---

起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」 める。 別記第8号様式中「開示請求の」を「付けで開示請求の」に改める。 別記第9号様式中「日に」を「日付けで」に改める。 別記第10号様式中 「1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができますが、開示を実施する日までに審査請求及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。」 「 教 示 1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができますが、開示を実施する日までに審査請求及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」 める。 別記第11号様式及び別記第12号様式中「非開示」を「不開示」に改める。 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。 北海道警察本部告示第192号 平成18年北海道警察本部告示第55号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）は、令和5年4月1日限り、廃止する。 令和5年3月28日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘	北海道警察北見方面本部長 土 屋 仁 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 <table><tr><td>(1) 自動車用ガソリン（JIS1号）（1リットル当たりの単価）</td><td>36,300リットル</td></tr><tr><td>(2) 自動車用ガソリン（JIS2号）（1リットル当たりの単価）</td><td>122,500リットル</td></tr><tr><td>(3) 軽油（JIS特1号、1号、2号、3号及び特3号）（1リットル当たりの単価）</td><td>11,800リットル</td></tr></table> 2 落札を決定した日 令和5年3月13日 3 落札者の氏名及び住所 <table><tr><td>(1) 氏 名</td><td>株式会社リョーユウ石油</td></tr><tr><td>(2) 住 所</td><td>北見市東三輪3丁目18番地</td></tr></table> 4 落札金額 <table><tr><td>(1)</td><td>175.00円</td></tr><tr><td>(2)</td><td>164.00円</td></tr><tr><td>(3)</td><td>152.00円</td></tr></table> 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年1月24日付け北海道警察北見方面本部告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 <table><tr><td>(1) 名 称</td><td>北海道警察北見方面本部会計課</td></tr><tr><td>(2) 所在地</td><td>北見市青葉町6番1号</td></tr></table>	(1) 自動車用ガソリン（JIS1号）（1リットル当たりの単価）	36,300リットル	(2) 自動車用ガソリン（JIS2号）（1リットル当たりの単価）	122,500リットル	(3) 軽油（JIS特1号、1号、2号、3号及び特3号）（1リットル当たりの単価）	11,800リットル	(1) 氏 名	株式会社リョーユウ石油	(2) 住 所	北見市東三輪3丁目18番地	(1)	175.00円	(2)	164.00円	(3)	152.00円	(1) 名 称	北海道警察北見方面本部会計課	(2) 所在地	北見市青葉町6番1号
(1) 自動車用ガソリン（JIS1号）（1リットル当たりの単価）	36,300リットル																				
(2) 自動車用ガソリン（JIS2号）（1リットル当たりの単価）	122,500リットル																				
(3) 軽油（JIS特1号、1号、2号、3号及び特3号）（1リットル当たりの単価）	11,800リットル																				
(1) 氏 名	株式会社リョーユウ石油																				
(2) 住 所	北見市東三輪3丁目18番地																				
(1)	175.00円																				
(2)	164.00円																				
(3)	152.00円																				
(1) 名 称	北海道警察北見方面本部会計課																				
(2) 所在地	北見市青葉町6番1号																				
道 警 察 方 面 本 部 告 示 北海道警察北見方面本部告示第26号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年3月28日																					